多様な放課後の過ごし方

船っ子教室・放課後ルーム（通常利用/ショート利用）

船橋市には、すべての市立小学校に、小学生の放課後の居場所として「船っ子教室」と「放課後ルーム」があります。



「船っ子教室」は**17時まで、無料で遊べる自由な居場所**です。学校の施設を活用して、予習・復習・読書・ゲーム等、お子様が自主的な活動を行う居場所を提供しています。職員による時間の管理は行いませんので、お子様自身で身の回りの管理をしたり、帰宅時間を決めて過ごします。

「放課後ルーム」は**19時まで、生活日課に沿って遊びと生活の場を提供**しています。事前に予定表を提出していただき、習い事への外出や入退所の時間を、職員が管理します（**利用料がかかります**。また、仕事や入院等の理由で放課後の時間に家庭でお子様だけになってしまう場合にご利用いただけます）。



New!!



「ショート利用」は、**17時まで船っ子教室で過ごし、17時からは放課後ルームで過ごす“時間で居場所を変える”新たな放課後の過ごし方**です（17時までの船っ子教室の登録・利用は必須です。また、放課後ルームの利用には**利用料がかかります**）。

		船っ子教室	放課後ルーム（通常利用）	放課後ルーム（ショート利用）
対象		小学１～６年生		
	定員	なし	あり	
利用条件		なし	あり（保護者の就労等） ※通常利用とショート利用で基準の違いはなし	
利用料金		無料 ※おやつの提供はなし	月額 10,000円 （おやつ代 2,000円含む）	月額 6,000円 （おやつ代 2,000円含む）
	減免制度	―	あり ※通常利用とショート利用で基準の違いはなし	
利用時間	月～金曜日	○ 放課後～17:00	○ 放課後～19:00	○ 17:00～19:00 ※放課後～17:00は船っ子教室を利用
	土曜日	―	○ 8:00～19:00	○ 8:00～19:00
	夏休み等学校休業日（土曜日を除く）	○ 9:00～17:00	○ 8:00～19:00	○ 17:00～19:00 ※8:00～9:00は利用不可 ※9:00～17:00の間は船っ子教室を利用
	日曜日・祝日・年末年始	―		
入退室連絡通知		あり		
職員による時間管理		なし ※ショート利用の児童は、放課後ルームへの移動時のみあり	あり	

放課後ルーム

ショート利用を開始します！

より多くの方に放課後ルームをご利用いただくため、17時～19時のみ放課後ルームをご利用いただける「ショート利用」を令和９年４月より開始します。

【ショート利用とは？】

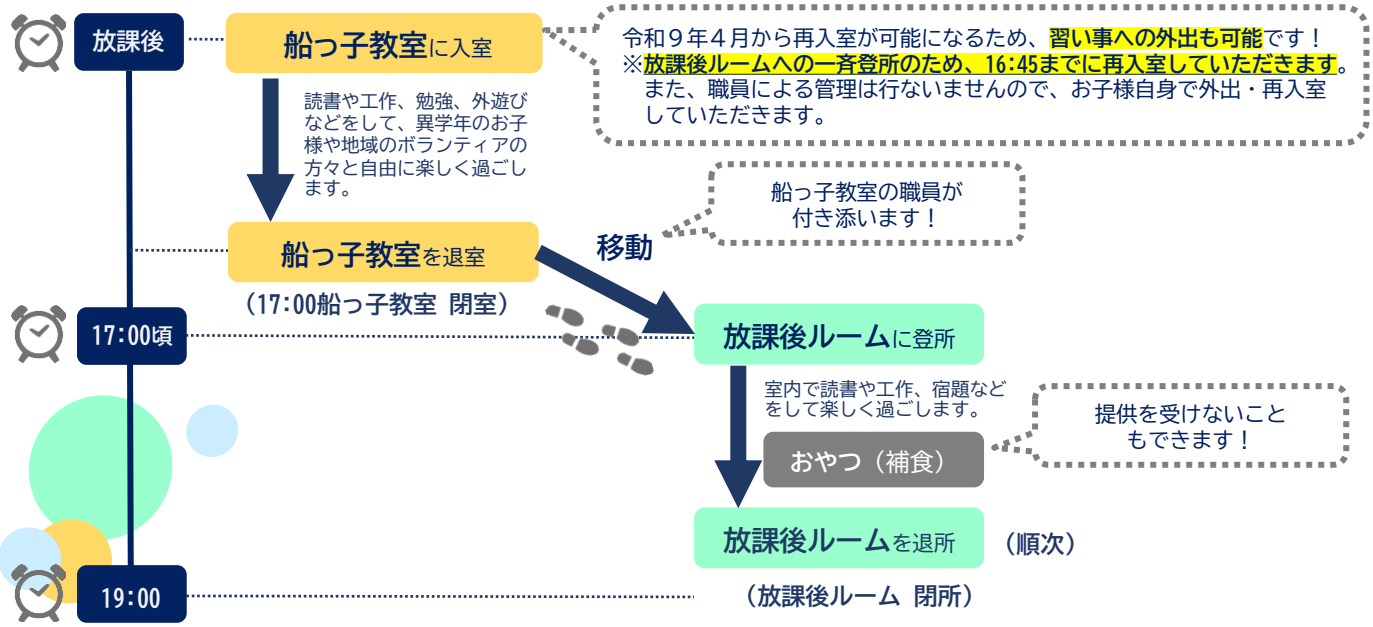
放課後ルームは通常、放課後から19時まで利用可能ですが、ショート利用は、**17時以降（最大19時まで）に時間を限定**して放課後ルームをご利用いただける事業です（**土曜日は8時～19時で利用可能**）。

放課後から17時までは、放課後ルームとは別で実施している「船っ子教室」をご利用いただきます（船っ子教室を利用せずに17時以降に放課後ルームのみ利用することはできません。また、学校休業日(土曜日を除く)は8時から9時の間は船っ子教室・放課後ルーム共に利用できません（船っ子教室の開室時間は9時です））。

利用のための条件や、利用料金（児童育成料）の納付方法、おやつの提供・メニューの変更方法等は、放課後ルームの通常利用と同様です。

放課後ルームの通常利用と同様、ショート利用にも定員があります。そのため、**ご申請いただいてもすぐにはご利用いただけない場合がございます。**

【ショート利用の１日の過ごし方のイメージ(学校がある日)】



お子様の成長や家庭のご事情に合わせて、利用をご検討ください！

小学校時代は成長期！



お子様は、小学校の6年間で大きく成長します。
成長していくにつれ、生活習慣が身に付き、遊びも、勉強も自分で考え、自分で色々なことができるようになります！

学年が上がると、「放課後」の時間も短くなります！



	授業の年間単位時間数	下校時刻の目安
1年生	850	14時40分
2年生	910	14時40分
3年生	980	14時40分
4年生	1015	15時40分
5年生	1015	15時40分
6年生	1015	15時40分

※新小学校学習指導要領（2020年4月）に基づく標準総授業時数



・**17時以降**も利用が必要。
・ある程度予定を管理して欲しい。

→ 生活日課に沿って遊びと生活の場を提供する
放課後ルーム【通常利用】
船橋市ホームページ「放課後ルーム利用案内」へ→



・基本的に自由に過ごさせたいが、**17時以降**も利用が必要。
・習い事があるが、自分で時間を見て出かけられる。
・費用負担をなるべく抑えたい。

→ 放課後ルームと船っ子教室を併用する
放課後ルーム【ショート利用】
船橋市ホームページ「放課後ルーム（ショート利用）利用案内」へ→



・**17時まで**利用できればよい。
・学年が上がってきたので自立心を養いたい。
・費用負担を抑えたい。

→ 気軽に使えて安心安全な居場所を提供する
船っ子教室
船橋市ホームページ「船っ子教室（放課後子供教室）利用案内」へ→

船っ子教室について



・**夏休み等の長期休暇中も開室しています！**
・**令和9年4月より、再入室が可能になります！**（外出・再入室時も入退室メールが送信されます）

※習い事への外出も可能です（職員による習い事等へ出発する時間管理、退室・再入室の管理は行わないため、お子様自身で時間を見て外出し、再入室していただきます）。その際、すべての荷物を持って外出していただきます。なお、ショート利用のお子様は、放課後すぐに習い事等で外出する場合でも、必ず船っ子教室に一度入室してください（**入室せずに学校外に出てしまうと、その日は船っ子教室を利用できなくなり、17時からの放課後ルームも利用できなくなります**）。また、安全管理の観点から、外出先から直接放課後ルームに登所することはできません（外出先から船っ子教室に再入室した後、放課後ルームに登所する場合のみ可能です）。17時に放課後ルームへ一斉登所した際にお子様がいない場合、放課後ルーム職員から保護者の方にご連絡いたします。

※ショート利用の場合、必ず16時45分までに再入室してください。

・船っ子教室は、お子様を育成・指導する事業ではありません。そのため、外出時間に関する指導・管理や伝言等の対応はできません。また、お子様自身で校内外の移動やお手洗い、お着替え等を行うことが困難な場合は利用をお断りすることがあります。お子様の利用についてご心配なことがありましたら、通っている小学校（新1年生の場合は進学予定の小学校）の船っ子教室にご相談ください。

よくある質問

Q1：申請は毎年必要ですか？

A1：**船っ子教室**は、一度登録すれば卒業まで継続して利用できます。**放課後ルーム**は、毎年申請が必要です。

Q2：申請したらすぐに利用できますか？

A2：**船っ子教室**は、オンライン登録申込で不備がない場合、受理から2週間ほどで利用できます。**放課後ルーム**は、毎月審査を行っており、内定した場合に、翌月の1日からご入所いただけます（4月入所を除く）。なお、定員があるため、定員以上の申請があった時は、入所をお待ちいただく場合があります。各事業の申請方法や提出締切等については、市ホームページをご確認ください。

Q3：入退室の連絡方法は？

A3：**船っ子教室**は、入退室時に「カード（登録・参加カード）」をスキャンすると、保護者にメールが送られます（外出・再入室時も送信されます）。**放課後ルーム**は、登退所時にポーチに貼付している二次元コードをスキャンすると、保護者のアプリ（「コドモン」）に通知が届きます。そのため、ショート利用の場合は、船っ子教室の入退室時はメール、放課後ルームの登退所時にはアプリに通知が届きます。

Q4：活動場所は？

A4：**船っ子教室**は原則学校内（校内の決められた活動場所）、**放課後ルーム**は学校内または学校外のルーム（ルームにより場所が異なる）です。

Q5：配置されている職員は？

A5：**船っ子教室**は、専任のスタッフと地域のボランティアの方々が協力して活動の見守りやイベント等を行います。**放課後ルーム**は、専任のスタッフがこどもたちの生活や遊びの指導・見守り、保護者との連絡調整等を行います。

Q6：利用方法は？

A6：**船っ子教室**は、「登録・参加カード」があれば自由に利用ができ、事前の連絡は不要です。**放課後ルーム**は、お子様の出欠や外出を管理するため、事前に予定を提出いただきます。

Q7：放課後ルームの通常利用とショート利用の違いは何ですか？

A7：放課後ルームを利用できる時間と、利用料（児童育成料）以外に違いはありません。ただし、放課後ルームで17時以前に開催する各行事には、ショート利用のお子様はご参加いただけません。

Q8：ショート利用の申請方法は？

A8：**放課後ルームの通常利用と同様です。**申請時に利用区分を選択していただきます。

Q9：ショート利用を申請したら、自動的に船っ子教室の申請もされますか？

A9：放課後ルーム入所申請書内で同意をしていただければ、同時申請が可能です。

Q10：通っている小学校と異なる小学校のショート利用も可能ですか？

A10：**可能です。**しかし、その場合は、**船っ子教室も放課後ルームと同じ小学校で**ご利用ください。

Q11：ショート利用の場合、おやつはいつ提供されますか？

A11：放課後ルームに登所後、速やかに提供します（申請により、提供を受けないこともできます）。

Q12：ショート利用の場合、船っ子教室から放課後ルームへはどのように移動しますか？

A12：17時頃（移動距離等により時間は異なる）に船っ子教室職員が付き添って**一斉に放課後ルームに登所**します。

Q13：放課後ルームの通常利用を途中でショート利用に変更することはできますか？

A13：**可能です。**「放課後ルーム利用区分変更申請書」をご提出ください。**1日付での変更**となります（**月途中の変更はできません**）が、**空き状況により変更をお待ちいただく場合があります**。お待ちいただいている間は、変更前の利用区分でご利用いただけます。ショート利用から通常利用への変更も同様です。**変更申請の方法や提出締切日は市ホームページをご確認ください。**

【問合せ先】
船橋市教育委員会 放課後児童支援課
・**放課後ルームに関すること**　放課後ルーム入所係　TEL：047-436-2319
・**船っ子教室に関すること**　船っ子教室係　TEL：047-436-2805

